

《相続税の優遇措置である特例を使えば、納税額が発生しない場合、申告しなくてもいいのか》

- 特例を使って相続税の納税額がゼロになる場合でも、相続税の申告は必要です。特に以下のような特例や控除を適用する場合には、申告を行わないと特例が認められない。

申告が必要な主な特例や控除

1. **配偶者控除** …… 配偶者控除を適用すると、相続税がゼロになる場合が多いですが、控除を受けるためには必ず相続税の申告が必要です。申告しない場合、配偶者控除が適用されず、税額が発生する可能性があります。
2. **小規模宅地等の特例** …… 小規模宅地等の特例を適用すると、土地の評価額が大幅に減額され、相続税がゼロになる場合があります。しかし、この特例を適用するためには、申告が必須です。申告をしなければ、特例が適用されず、通常の評価額に基づいて相続税が計算されてしまいます。
3. **生命保険金の非課税枠** …… 生命保険金に対して適用できる非課税枠も、相続税の申告書を提出することで適用されます。仮に非課税枠を使って納税額がゼロになる場合でも、申告を行わなければこの非課税枠は認められません。

申告が不要なケース

相続税の申告が不要な場合は、以下のように基礎控除額以内に財産が収まる場合です。

相続財産の総額 < 基礎控除額 (「3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数」)

(まとめ)

特例や控除を使って相続税が発生しない場合でも、これらの特例を適用するためには申告が必要です。申告を怠ると特例が適用されず、本来支払うべきでない相続税が課税される可能性がある。⇒ 専門家に相談し、適切に申告の判断を行うことが大切です。